

令和8年3月30日

次世代法・女性活躍推進法に基づく行動計画等のお知らせ

従業員各位

皆さん日々の業務お疲れ様です。

令和7年4月1日より、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」と言います。）の改正に伴い、「育児休業等の取得状況」及び「労働時間の状況」に関する数値目標の設定・公表が義務化されたため、次項「行動計画」のとおりお知らせいたします。

併せて、女性活躍推進法に基づき公表すべき事項に関しましては、「女性活躍推進企業データベース」（URL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=8374>）に掲載しておりますのでご覧ください。

以上

株式会社アメイズ 次世代法・女性活躍推進法 行動計画

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

2. 当社の課題

- (1) 採用した労働者の女性割合と管理職の女性割合を比較すると、女性管理職の割合が低い。
- (2) 育児休業について、女性従業員のみ取得している。
- (3) 残業時間について、正社員のひと月当たりの残業時間数が多い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性管理職割合を20%以上にする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 現状把握、課題の抽出
- 令和8年6月～ 課題に応じた対策の実施
- 令和9年3月～ 実施した対策の結果の確認、新たな課題の抽出、対策の実施
- 令和10年3月～ 実施した対策の結果の確認、新たな課題の抽出、対策の実施
- 令和11年3月～ 実施した対策の結果の確認

目標2：男性従業員の育児休業取得割合を50%以上にする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 現状把握、課題の抽出
- 令和8年6月～ 課題に応じた対策の実施、制度の概要、行動指針の見直し・策定
- 令和9年3月～ 実施した対策の結果の確認、新たな課題の抽出、対策の実施
- 令和10年3月～ 実施した対策の結果の確認、新たな課題の抽出、対策の実施
- 令和11年3月～ 実施した対策の結果の確認

目標3：正社員のひと月当たりの平均残業時間数を20時間以内にする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 現状把握、課題の抽出
- 令和8年6月～ 課題に応じた対策の実施、制度の概要、行動指針の見直し・策定
- 令和9年3月～ 実施した対策の結果の確認、新たな課題の抽出、対策の実施
- 令和10年3月～ 実施した対策の結果の確認、新たな課題の抽出、対策の実施
- 令和11年3月～ 実施した対策の結果の確認